

変動金利定期預金＜単利型＞

(平成24年 9月 3日現在)

商品名	・変動金利定期預金 ＜単利型＞																														
販売対象	・法人および個人の方																														
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・期間定型方式…1年、2年、3年 ・満期日指定方式…1年超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続）の取扱いができます。 																														
預入	預入方法	・一括預入																													
	預入金額	・1円以上																													
	預入単位	・1円単位																													
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しいたします。																														
利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金＜M型＞および大口定期6ヵ月のものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 																													
	利払方法（頻度）	<ul style="list-style-type: none"> ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ・なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率（利率を変更したときは変更後の利率）×70%）により計算します。 																													
	計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算																													
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・法人は総合課税となります。 ・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） <p>平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>																														
手数料	—																														
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・個人の場合はマル優の取扱いができます。 																														
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第3位未満切捨）により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともに支払います。 ・なお、中間利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 <table border="1" data-bbox="408 1541 1318 1769"> <thead> <tr> <th>預入期間 \ 契約期間</th> <th>1年以上2年未満</th> <th>2年以上3年未満</th> <th>3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>普通預金利率</td> <td>普通預金利率</td> <td>普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×0.5</td> <td>約定利率×0.5</td> <td>約定利率×0.4</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×0.7</td> <td>約定利率×0.7</td> <td>約定利率×0.5</td> </tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td> <td>約定利率×0.7</td> <td>約定利率×0.7</td> <td>約定利率×0.6</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td></td> <td>約定利率×0.7</td> <td>約定利率×0.7</td> </tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td> <td></td> <td>約定利率×0.7</td> <td>約定利率×0.9</td> </tr> </tbody> </table>			預入期間 \ 契約期間	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年	6ヵ月未満	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×0.5	約定利率×0.5	約定利率×0.4	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×0.7	約定利率×0.7	約定利率×0.5	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×0.7	約定利率×0.7	約定利率×0.6	2年以上2年6ヵ月未満		約定利率×0.7	約定利率×0.7	2年6ヵ月以上3年未満		約定利率×0.7	約定利率×0.9
預入期間 \ 契約期間	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年																												
6ヵ月未満	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率																												
6ヵ月以上1年未満	約定利率×0.5	約定利率×0.5	約定利率×0.4																												
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×0.7	約定利率×0.7	約定利率×0.5																												
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×0.7	約定利率×0.7	約定利率×0.6																												
2年以上2年6ヵ月未満		約定利率×0.7	約定利率×0.7																												
2年6ヵ月以上3年未満		約定利率×0.7	約定利率×0.9																												
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。																														



<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室（9時～17時、電話：フリーダイヤル0120-173017）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室また全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）



変動金利定期預金＜複利型＞

（平成24年 9月 3日現在）

商品名	・変動金利定期預金 ＜複利型＞															
販売対象	・個人の方のみ															
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3年 ・預入時の申し出により自動継続（元利金継続）の取扱いができます。 															
預入	預入方法	・一括預入														
	預入金額	・1円以上														
	預入単位	・1円単位														
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しいたします。															
利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金＜M型＞および大口定期6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 														
	利払方法	・満期日以後に一括して支払います。														
	計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする複利計算														
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 															
手数料	—															
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。 															
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第3位未満切捨）および解約日の前日までの日数により6ヶ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①預入期間が6ヶ月未満</td> <td style="width: 50%;">解約日における普通預金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②預入期間が6ヶ月以上3年未満の場合</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>解約時適用利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>解約時適用利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>解約時適用利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>解約時適用利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>解約時適用利率×90%</td> </tr> </table>		①預入期間が6ヶ月未満	解約日における普通預金	②預入期間が6ヶ月以上3年未満の場合		6ヶ月以上1年未満	解約時適用利率×40%	1年以上1年6ヶ月未満	解約時適用利率×50%	1年6ヶ月以上2年未満	解約時適用利率×60%	2年以上2年6ヶ月未満	解約時適用利率×70%	2年6ヶ月以上3年未満	解約時適用利率×90%
①預入期間が6ヶ月未満	解約日における普通預金															
②預入期間が6ヶ月以上3年未満の場合																
6ヶ月以上1年未満	解約時適用利率×40%															
1年以上1年6ヶ月未満	解約時適用利率×50%															
1年6ヶ月以上2年未満	解約時適用利率×60%															
2年以上2年6ヶ月未満	解約時適用利率×70%															
2年6ヶ月以上3年未満	解約時適用利率×90%															
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。															

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室（9時～17時、電話：フリーダイヤル0120-173017）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室また全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）